いまかね町政だより



今金町長　安部義雄

就任挨拶

笑つて自由に話せる町政へ！

総合産業計画の樹立と教育の振興に努力

町民の皆様、毎春の事併も拘らず何のおとがめもなく今金町長として其の就任作の時季ともなればうつ陶しいしかも低温な天候が續き、この地方の特異地帯とはいえ、今年も四月より五月までの不順に加え就中再々の水害に見舞れ、美利河住吉、中里方面始め各所に被害蒙り或いは道路、橋梁護岸などの災害發生が余りにも多かつた爲亦々凡作狀況は昨年、一昨年の二の舞ではないかと眞に憂慮されたが、六月初旬頃より漸く回復遲れ勝ちの移植を初めとして田畠の播種から病害虫予防に至るまで漸次發育順調に進み御苦勞の中にも愁びを開いたことと喜びに堪えませんが、一層の御精進を願います。

此のとき不肖安部は今次の總選擧に於て微力非才に拘らず何のおとがめもなく今金町長として其の就任を認められ任務の重い職責を痛感いたすと共に、選擧を通じて学びました事情を克く服ようして町民の聲を公平に聽きそして毎年度町政報告の實務に於ても是非勵行したいと存じます。

一、町民は平等であつて性別、身分、職業又は政治的經濟的に因つて差別されないとあるから公務員は公僕として全体の奉仕者であるを先づ自覺して公務に就く責任を怠つてはならない。

二、万一公務員が不法行爲をして町民に損害を與えた場合は公共團体が其の損害賠償の責任を負はなければならない義務があることを忘れてはならない。

三、公務員は業務上に於て私のために町民に不快を與えてはいけない。又町民から訴える正しい聲に對しては懇切に聽く勇氣を失つてはいけない。

次いで五月九日初議會に對しては次の如く要望議會の協力を求めました。

私の政策理念としては

一、町民に差別のない經濟力まで高める施策（國の緊りに合致する總合產業計画樹立）

二、町民平等に笑つて自由に話せる町政へ（暴力を加える公職獨占或いは團体間の軋轢解消に專念したい）

三、教育の振興を強化する（青年教育を設け鄕土民の養成と向学心の向上に努める）

以上町政の源であります私共職員が全体奉仕者である日常業務について假初にも窓口の行動に於て町民の聲に背くものありました場合は、其の責任者であります私を實名して下さる樣御願いして憚れましたが就任の御挨拶といたします。

尚町政の便りを通じて皆さんの聲の交換にも努めますから精々御利用願いたいと存じます。

統計事務功勞者知事表彰

今度北海道知事から永年統計事務功勞者として勳績された次ぎの方が表彰されました。

この表彰狀並びに記念品の傳達は去る六月二十四日公民館に於て開催した昭和三十年農業基本調査打合會席上町長より傳達された。

記

五年級　吏員　重村榮吉
十年級　徵稅　敬二
白石　調査員　田中　秀雄
稻穗　調査員　豊田　調査員　相原　成男
田代　〃　村本　勇
八束　〃　境田　萬
金原　〃　笹森　武雄
鐵川　〃　齋藤　豊司

議會常任委員名簿

總務常任委員

委員長　加藤五郎
副委員長　清水健太
委員　長谷川敬一
〃　坪田太吉
〃　河端豊
〃　丸山九一
〃　藤村徳藏
〃　中田千代吉

產業常任委員

委員長　相原成男
副委員長　伊藤綱義
委員　井村金藏
〃　諸戸忠左衛門
〃　女屋一夫

建設常任委員

委員長　丸山九一
副委員長　鈴木正松
委員　佐藤末喜
〃　中野久次郎
〃　三津橋勝藏
〃　遠藤重太郎

厚生常任委員

委員長　長谷川敬一
副委員長　藤村徳藏
委員　鈴木義正
〃　伊藤綱義
〃　相原成男
〃　女屋一夫

懲罰常任委員

委員長　坪川國雄
副委員長　河端豊
委員　清水健太
〃　丸山九重太郎
〃　遠田千代吉
〃　中藤

第一回臨時町議會のお知らせ
議長・副議長など選擧

第一回臨時町議會は五月元日午前十時今金町公民館に於て開催し次の議案を可決いたしました。以下その概要をお知せいたします。

議案一號より五號までは選擧により開會の結果次の通り決定致しました。

一、議長選擧について
議長　曾我井定一

二、副議長選擧について
副議長　井村　金藏

三、監査委員當任同意について
監査委員　清水　健次

四、議會選出の教育委員會委員選擧について
教育委員　長谷川敬一

五、昭和三十年度出納臨時檢査立會人互選について
九内　丸山
河端　豊
長谷川敬一　畠業施策を重点にする見地

六、今金町議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例制定について

議案六號は長谷川議員の提案で提案理由は議員定數の減により委員を減じた又産業委員七人と改めた理由は

第一回町議會
五月十七日
助役の選任など
議案三件を審議

第二回臨時町議會は五月十七日午前十時七分から開催しました

一、土地改良事業の一部變更について
二、土地改良事業の一部變更について
三、土地改良事業の一部變更について
四、土地改良事業の一部變更について
五、土地改良事業の一部變更について
六、今金町議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例制定について

議案六號は長谷川議員の提案で提案理由は議員定數の減により委員を減じた又産業委員七人と改めた理由は

町政だより
町民の聲から町政

町民の自由の聲の欄を開設いたしました御利用下さい。

1、窓口―議會―産業のいろいろについて
2、投稿者は今金町住民にして住所氏名明記のこと但し、希望により匿名はとく名又は雅號自由
3、町民の秩序を亂すと認むるものは登載を停止のことがあります。

必要により「便り」で回答もいたします

昭和三十年産
米の集荷方針
生産者の自立的賣渡申込制を採用

農林省では、昭和三十年産米の集荷制度（事前申込制）の實施要綱を發表したが、これによると、この制度は從來の供出割當制度に代えて、生産者が集荷業者（自主的賣渡の申込制をとる。

要綱のうち賣渡の申込、賣渡契約概算拂の要領は次のとおりである。

賣渡の申込、賣渡契約概算拂

1. 賣渡の申込

政府は、豫め賣買條件、賣渡申込の受付期限等を公表し、生産者及び關係機關に周知せしめる。

生産者は自己の登録している指定集荷業者に、政府に對する米穀の賣渡申込の委託をするものとする。この場合において、その委託を受けた指定集荷業者は、2の政府との賣買契約に先立ち、食糧事務所長の定める期日までに、當該生産者の居住する地を担當する農産物檢査官を經て食糧事務所長に生産者別受託數量を通知するものとする。

2. 賣買契約の締結

政府は、生産者から委託を受けた指定集荷業者（指定集荷業者が更に集荷團体に委託したときは當該集荷團体）とそれぞれ賣買契約を締結することとし、このとき生産者と政府との間に賣買契約が成立するものとする。

3. 買入代金の概算拂

ア、政府は、指定集荷業者に委託して賣渡申込をした生産者に對し、その申請によつて、買入代金の概算拂をすることとし、當該指定集荷業者又は集荷團体を通じて支拂う。

イ、ア概算金要返納額を生じたときは、指定集荷業者又は集荷團体を通じて一定率の利息を付するほか、政府の指定する日以降については延滯金を徴する。

ウ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

エ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當しないように積立するものとし、これが大豆麥手形の返濟又は現金とするように努力に指導する。

オ、農業協同組合以外の指定集荷業者に委託した生産者については、これと異なる取扱をすることができる。

カ、概算金要返納額を納付すべき金額を納付する。

キ、指定集荷業者の納付金額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ク、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ケ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

コ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

サ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

シ、概算金は、權力發動的支出に充當しないように積立するものとし、これが大豆麥手形の返濟又は現金とするように努力に指導する。

ス、農業協同組合以外の指定集荷業者に委託した生産者については、これと異なる取扱をすることができる。

セ、概算金要返納額を納付すべき金額を納付する。

ソ、指定集荷業者の納付金額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

タ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

チ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ツ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

テ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ト、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ナ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ニ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ヌ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ネ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ノ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ハ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ヒ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

フ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ヘ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ホ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

マ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ミ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ム、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

メ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

モ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ヤ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ユ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ヨ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ラ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

リ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ル、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

レ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ロ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ワ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ヰ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ヱ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ヲ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ン、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ー、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ヽ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ヾ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ゝ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ゞ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ヽ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ヾ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ゝ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ゞ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ヽ、農業災害補償制度による共濟金は農業手形の返濟に次ぎその納付金に充當する。

ヾ、指定集荷業者及び集荷團体は、必要に應じ政府への支拂に充當する資金をあらかじめ準備する等の措置をとるものとする。

ゝ、概算金要返納額については、當該指定集荷業者に委託した生産者が連帶して責任を負う。

ゞ

収入の一割は貯蓄いたしましょう

七月は自立促進貯蓄運動の月です

一、運動の期間
昭和三十年六月十五日（水）から昭和三十年七月三十一日（日）まで

二、呼びかけの言葉
〝今こそ貯蓄で國の地がためを〟
〝収入の一割は貯蓄しましょう〟

三、運動の重点
1本年度全國貯蓄増加目標額は八千億円、北海道は二九〇億と決定されたので、これが達成のためには、各分野にわたり特段の協力をまたなければならない。
2海外依存度の高いわが國がよく経済自立を達成するためには、輸出の増進と輸入の節減を圖ることが根本要件であり、互つて、このことが國民就勞の機會と場所を擴げることにもなるので、そのためには貯蓄増強により民間資本の蓄積を増大することが絶体に必要である。
3昭和二十九年度の國際収支は三億四千四百万ドル（邦貨換算一千二百三十八億円）の黒字を示し、予想外の好轉を見たものの、必ずしも正常輸出の伸長を反映するものとは認め難いものも含まれている。それに将來特需の減少も豫想せられる等、わが國經濟の前途には幾多の不安定要素があり、なお楽觀は許されない。従つて今こそ經濟地がためにまい進すべき時期であり、この際われわれ國民の生活態度としては、いよいよ消費の節約に徹し貯蓄の増強に努めることが先ず何よりも必要であること。
また道民各層に對しては、次のことをすゝめるものとする。
（一）家庭に對しては、豫算生活の實踐、日常の生活話行事、特に冠婚葬祭等の簡素化などによる所謂新生活運動の推進に努め、貯蓄の増加を圖り眞に健康な明るい生活の設計にまい進すること。
（二）各職域に對しては、勤勞者の自發的天引貯金などにより住宅建設その他長期の生活設計にもとづく目的貯蓄の實踐擴充を圖る。
（三）企業に對しては、一段と合理的經營の進歩を圖るため一層自己の資本の充實に努めるとともに、勞資協調して生産性の向上、技術の改善、生産原價の引下などに品質の改良などを圖り、特に輸出産業にあつては、國際經濟競走に耐え得る實力の涵養に努める。
（四）金融機關に對しては、一段と大衆預貯金の増加に努め、特に國民貯蓄組合の長所をよく把握して、その新設擴充を積極的に助力するなど、預貯金吸收に格段の努力を講ずる。
（五）資本蓄積のためとられる税制上の優遇措置實施の時期を捉えて、全國一齊に集中的に行事を展開し、目先の利殖に捉われず正規の金融機關に預貯金することが確實安全であり、しかもさらに一層有利となつたことを強調する。
四、運動の實施事項
1北海道總合開發促進愛郷貯蓄運動の展開
2目的貯蓄の勵行
3漁村における予算生活の實踐
4家計簿記帳の勵行
5貯蓄組合の結成促進

早期診斷しませう

―これから多い赤痢―

降りみ降らずみの重苦しい天候も回復して愈々本格的な夏のシーズンに入りましたのでこの季節に最も發生の多い傳染病の内かりやすい赤痢について家庭人として知つておかなければならない重要な事項についてお知らせ致しますから豫防の萬全に遺憾ないようにして下さい。

赤痢の症狀はどうかさて赤痢の症狀はどうかと云うと赤痢菌に感染して早いのは二日遲くとも八日迄に發病する。

始めから便が弛みお腹がごろごろなり腹痛があつて下痢をする。大便に粘液が混じ多くの場合血液も混じて來る時によるとくさい臓汗も加つてくることもある。便通の回數は頻繁で一日五、六回のものから多い時は一日三十回も五十回も行くものがある然し便の量は至つて少いものである左下の腹部を壓えると痛みを感ずる身体がだるく、發病後間もなく脱力の感がくる熱は38度位で時に腸チフスのように高くないのが普通である脈は多い患者によつては吃逆やおう吐などのあるものもある病の經過は八日か十日位で快復して死亡するものもあるが大人では潮次良好に赴くものが多い赤痢に罹ると脱肛や耳下腺炎などを合併してくることもある。

又赤痢には輕症赤痢と云うのがあつて一日數回の下痢がある位で他に症狀のないものがあるから然も近頃はこんなのが多いそうして患者の周圍の人も赤痢だなどとは考えないし患者自身も赤痢と思わないでいる位だから下りに對する注意も缺いて下りがあつたら最も警戒して速に醫師の診斷を受けなければならない。

感染の機會を與えるものであり赤痢の豫防上最も危險千万なもので家中誰も赤痢でないのに子供が疫痢にかかつたなど云うのは他に家族の中にこのような輕症赤痢があるのを知らずに居て子供に感染させると云うようなことは決して少くないだから夏には下痢があつたら赤痢と考えて豫防法を講ずべきである或人は「下りが起つたら赤りと思え」と迄云つている位だから下りに對する注意も缺いて下りがあつたら最も警戒して速に醫師の診斷を受けなければならない。

1 赤痢菌は患者の糞便から口に入つて感染するから患者の糞便は必ず消毒すること。
2 患者の着物や寝具は他人に觸れないようにすること。
3 患者の看護は出來るだけ一人にすること。
4 家族の者は食事の前には必ず手を洗うこと。
5 井戸水は煮沸して飲むこと。
6 蠅は赤痢菌を運ぶから蠅を驅除すること。
7 赤痢の患者が出たら直ちに保健所に届出ること。

電話の上手な方かけ

現在の忙しい生活で時間節約、無駄を省くため電話の利用は日一日と頻しさを増しているが、少ない電話をより効果的に使うためには、電話のエチケットと電話のもつ社會性を知ることが大切である。

1 電話番號は記憶だけでは間違いのもと。
不確實な場合は番號簿などで確めること。
2 ベルが鳴つたらすぐ出ること、出たら「ハイ○○です」と名前をいうのがエチケット。
時候の挨拶などなるべく抜きにして話は要領よく簡單に。
3 「電話で失禮ですが」という習慣はない、そう。
電話は生活を合理化するもの、決して失禮には當らない。
4 電話を借りに來る人には快く貸そう、電話は誰にとつても必要品。また借りる人は感謝の氣持で。
5 電話機を大切に取扱おう。故障のうち最も多いのは電話機の取扱不良によるものである。
6 電話の外し放しは故障のもとになる。會社など大きな建物に電話をするときは必ず代表番號へ。

小河總務課長栄轉

今般町役場に長年勤務致しました小河總務課長は此度上ノ國村助役として去る二十九日榮轉されました。

傳貧馬十三頭檢出

馬の傳貧檢診は六月一日から六月二十七日まで行われましたが總頭數一六七〇頭の内實に傳貧馬十三頭發見傳貧症一頭が殺出され傳貧症馬はそれぞれ殺処分を行つた。

なお疑を他町村より購入した時は必ず役場へ連絡の上傳貧檢診を受けるようにして下さい。

◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

藥にはならない話

日本一小さい村はどこか御存じかな。

昭和二十五年國勢調査の結果によると、それは同じ東京都内―といつても八丈島だが、八丈島に續している字津木村という小島である。世帶數僅かに一三世帶、總人員六六名、うち男子三七名、女子二九名というのがこの村のすべてである。だからたいていの村民は村長とか村會議員とか何とかの役付きということになつているだろうと思う。しかし、この愛すべき國勢縮の小村も、この四月一日から八丈島に編入されて消滅してしまつたのは誠に殘念である。おかげで名誉ある小村ナンバー・ワンに昇格したのが神奈川縣の声の湖村という箱根山中の村、世帶數二五、總人員一二〇名とある。こういうのは、無形文化財に指定する點にはいかんものかね。

―昭和三十年度町民税―
―應税率は昨年同様―

本年度町民税の納期を第一期分に限り「七月三十一日」迄と變更し近く徴税令書が發付になりますから御承知の上是非納期内に納入して下さい。

税率については昨年同様でありますが年末迄予算全般に亘り更に檢討を加え經費の節約等をし予算に或る程度の余裕が出來るよう努力して減税に努め幾分でも負担の輕減を計りたいと存じます。

皆様も冷害凶作のあとでもあり非常に苦しいこと、存じますが、町においても事業を來年に繰延ることにより二重三重の經費を要するものもあり、誠に緊急已むを得ないものゝみに止めましても當初豫算に比し二千四百万円余のほう張を來し、全く苦しい財政でありますからよろしく御理解下さいまして町税の納入については特段の御協力をお願いします。

住みよい郷土を作るために
みんなで實踐致しましょう
……今金町生活改善實踐要項……

今度今金町、全教育委員會、全社會教育委員會、全公民館主催のもとに次のような生活改善實踐要項が出來ましたので町民皆様はこの要項を參考にして逐次生活の無駄を省き、豊かな生活を送るように努めて下さるようお願い致します。

一、設定の趣旨

この生活改善要項は今金町民すべてが日本の現實を正しく理解し經濟の再建自立を圖り健康で文化的な生活を營むために各家庭に於いて生活の改善合理化を計り住みよい今金町をつくろうとするために設定したものである。

二、心構え

1、民主的な住みよい家庭（社會）をつくろう

2、生活を改善し合理的にしよう

3、生業に勵み能率の増強を圖ると共に勤勞貯蓄を實行し經濟の自立をはかろう。

4、健康で文化的な豊かな生活を營むため社會事業や公衆衛生の向上増進とにつとめる。

5、日々の行動は正義と秩序を基として常に相互の調和のために役立つ様にしよう。

三、生活改善要項

1、擧式のむだを省き生活に全体にゆとりをもつ様にしよう。

2、いろいろな行事や交際は精神的な面に重点をおき見榮や虚理にとらわれない様にしよう

3、次のきまりを一人残らず實行しよう。

一、冠婚葬祭

1　婚禮　イ、結納　壹万円を以つて標準とする。ロ、調度品、最低限度の實用品ハ、式服特別に作ることをやめること。ニ、祝儀一般は二百円以内。ホ、披露イ、贈來のしきたりをやめて本人中心として最小限度にし公民館等で行う。ロ披露宴は客膳二五〇円酒一人二合以内とし引物等は一切出さぬこと。ヘ時間は式開始後二時間以内とし閉會時間になつたら司會者の發聲で乾杯し解散する。ト健康診斷、結納前に健康診斷書を交換すること。チ入籍擧式後一週間内に行うこと。

2　葬儀　イ、香典　親せき及特殊なものを除き二〇〇円以内とする。ロ、香典返し文書も簡略に止める。ハ、食事　手傳の人だけに握り飯程度とする。ニ、忌中引籠易な手料理とし酒は一人一合以内。ホ、通夜茶菓子程度。

3　法要　近親者等はなるべく小範圍に止め引物返禮はしないこと。

4　出産祝　一般は二百円以内とし内祝をしない

5　全快祝　文書口等による他やらないこと。

6　その他　田植壹前クラス會は余り經費をかけないようにする。

二、生活の合理化

1、時間

日常生活を計画的に婦人に教養の時間又話會合の時間處守夕食等の家庭レクリエーションの時間を設けよう。

2、家計簿と豫算生活

家庭に豫算生活を取り入り家計簿を備え付ける。

3、食生活

主婦に對し榮養の知識を普及する。

4、衣生活

洋服を主とし和服は實用的なもの保温衛生に適するようにしよう。

5、住生活

台所の改善間取りを合理化にし採光保温等に構造を衛生的に考えましょう

三、貯蓄

生活の合理化を實施し極力節約、給料の天引貯金又貯蓄組合を作つて各々必ず毎月きまつた貯蓄をするよう心がけましょう。

昭和三十年度
農業基本調査
納期内
完納に報奨

昭和三十年度以降連續三ケ年間町税を納期内に完納された方（一世帶單位）に對し納税報奨として記念品を贈ることになりましたから是非納期内に完納される様お願い致します

納税は
督促受けずに
納期内

馬の流脳檢診を
受けましょう

馬の流脳檢診は六月二十七日から七月二十二日まで實施致しますがたまたま一回だけ檢診を受けられ二回三回になると受けない馬が大部おりますから、二回三回も引續いて必ず受檢するようお願い致します。

農業基本調査は毎年行われておるのでありますがこの調査は農業の基本的事項でありますし人口、家畜、土地及び作付面積等を調査するのでありまして農業の實態を把握して農業の諸施策の基礎資料とするのであります。

1　調査される内容

2　農家世帶の態様及び畜舍

3　經營耕地面積

4　耕地肥料の年間投入量

5　飼養家畜の頭數

6　乳牛のさく乳頭數及びさく乳量並びに種附狀況

7　牛に附隨する採草地、放牧地及び施設狀況並びに飼料數量

8　各種農作物の作付面積

乳牛飼育の注意点二つ

搾乳は計画的に

牛乳をしぼる場合、ただ計画なしにしぼらないで、今年は一年間にどのくらいしぼる、という計画をたてることが大切である。

そのためには、まずさく乳を始める十日間か一ケ月間の乳量から、一年目に豫想される泌乳量を基にしてみることである。ほとんど同じ傾向を示すものである。一ケ月の乳量は一〇〇とすると、二ケ月目は一一〇、三ケ月目は一二〇、四ケ月目は一〇五、五ケ月目は八〇、六ケ月目は七〇、七ケ月目は六〇、八ケ月目は五〇、九ケ月目は四〇という、ような比率になつている。

それで實際にしぼつた量とこの豫想乳量とをつねに比較して、給與飼料に不足がないか、また牛の体に事故がないかに注意し、飼養管理を改善することが、なによりも大切である。

乳牛を飼養する農家では夏になると、日中だけ放牧して朝晩は舍飼するのがふつうである。朝晩に給與する補助飼料には、あまり注意がはらわれていない場合が多い。とくに放牧のはじめから終りまで、同じ補助飼料を與えていると、よい乳をしぼることはできない。放牧地の草の量も質も、時期によつて變つてくる。放牧の中頃から終りになると、草の質ははじめの頃より三割以上も劣るものだから、常に草の狀態をみ、さらに乳量と照し合せて榮養分が不足しないよう、補助飼料で調節をはかることが大切である。

このようにすると、秋になつてから舍飼になつても補助に乳量が減るようなことはない。

放牧中の補助飼料